

長野市男女共同参画審議会について

1 長野市男女共同参画審議会の概要

長野市男女共同参画審議会は、平成 15 年に制定された長野市男女共同参画推進条例第 24 条の規定に基づき、設置された附属機関です。

民間諸団体代表、学識経験者、行政機関職員、一般公募で選ばれた委員で構成され、任期は 2 年です。

2 長野市男女共同参画審議会の目的

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査・審議します。
- (2) 必要に応じて、男女共同参画の推進に関する総合的施策・重要事項に関して調査したり、市長に意見を述べたりすることができます。

3 第 13 期審議会委員

- (1) 委 員 数 19 名 〔内訳〕女性 11 名 (57.9%)、男性 8 名 (42.1%)
- (2) 任 期 令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで
- (3) 報 酬 7, 0 0 0 円 (所得税込み)
- (4) 審議会回数 年 2 ～ 3 回 (令和 8 年度は計画策定期間のため、4 回開催予定)

4 主な審議事項

- (1) 計画の進捗管理について
- (2) 計画の策定について

5 第六次長野市男女共同参画基本計画 (R9 年度～R13 年度) の策定について

長野市男女共同参画基本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「長野市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく計画です。

平成 17 年に「みとめあい ささえあい 21」(長野市男女共同参画基本計画) を策定し、これまで第五次まで策定を重ねてきました。

(参考) 長野市男女共同参画基本計画の経過

○「みとめあい ささえあい 21」(長野市男女共同参画基本計画)

【H17 年度～H21 年度】

※長野市男女共同参画推進条例に基づく最初の計画

※基本目標には「男女共同参画のための意識づくり」、「男女共同参画の社会環境づくり」を設定した。



○「みとめあい ささえあい 21」(第二次長野市男女共同参画基本計画)

【H22 年度～H26 年度】

※第一次計画の基本目標の「意識づくり」、「環境づくり」に代わり、基本的な方向として、「学び: 男女共同参画への理解」、「実践: あらゆる分野における男女共同参画の実践」、「調和: 男女共同参画による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「尊重: 男女共同参画の視点による人権の尊重」の4つに整理。

※「ワーク・ライフ・バランス」という言葉・考え方が取り入れられる。



○「みとめあい ささえあい 21」(第三次長野市男女共同参画基本計画)

【H27 年度～H29 年度】

※第二次基本計画に引き続き、4つの基本的な方向に整理。

※ひとり親や、高齢者、障害者、外国人等に向けた支援として、「誰もが安心して暮らせる環境の整備」や「防災における男女共同参画の推進」の視点を取り入れられる。



○「みとめあい ささえあい 21」(第四次長野市男女共同参画基本計画)

【H30 年度～R3 年度】

※第三次基本計画に引き続き、4つの基本的な方向に整理。

※「女性活躍推進法」の施行、「雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正を受け、働く場における男女共同参画の推進や、男女がともに働きやすい環境の整備に向けた取組の更なる充実を図った。

※「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけられる。



○ 第五次長野市男女共同参画基本計画

【R4 年度～R8 年度】

※基本目標を「あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり」「安心・安全に暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の3つに整理

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会環境の変化に伴い、女性の経済的困窮、DV の深刻化、テレワークをはじめとした多様な働き方の普及などに対応した取組を推進

※「女性活躍推進法」に加え、「DV 防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけられる。



○ 第六次長野市男女共同参画基本計画

【R9 年度～R13 年度（予定）】

※策定中